

東京都市計画第二種市街地再開発事業の変更（東京都決定）

都市計画環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業を次のように変更する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す

名 称		環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 8.0ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考	
		幹線街路	環状第2号線	別に都市計画において定めるとおり。			
			放射第19号線				
			放射第21号線				
			補助線街路第2号線				
			駅街路第2号線				
		区画街路	区画道路1号線	幅員 18m〔18m〕、延長約 160m	拡幅整備（約7m拡幅）	特別区道第1013号線	
			区画道路2号線	幅員 15m〔15m〕、延長約 170m	整備済	特別区道第1014号線	
			区画道路3号線	幅員 8m〔8m〕、延長約 60m	拡幅整備（約2m拡幅）	特別区道第101号線	
			区画道路4号線	幅員 3m〔6m〕、延長約 25m	整備済	特別区道第30号線	
区画道路5号線	幅員 6m〔6m〕、延長約 110m		拡幅整備（約3m拡幅）	特別区道第39号線			
区画道路6号線	幅員 5.5m〔11m〕、延長約 40m		整備済	特別区道第1008号線			
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積〔容積対象面積〕	建築物の高さの限度	主要用途	備 考	
	I街区	約 1,200 m ²	約 13,900 m ² 〔約 10,700 m ² 〕	70m	店舗、住宅、事務所、駐車場		
	II街区	約 1,000 m ²	約 15,900 m ² 〔約 10,800 m ² 〕	80m	住宅、公益施設、駐車場		
	III街区	約 8,800 m ²	約 249,000 m ² 〔約 196,300 m ² 〕	高層部：250m 低層部：35m	事務所、住宅、店舗、 文化・交流施設、駐車場		
	合計	約11,000 m ²	約 278,800 m ² 〔約 217,800 m ² 〕				

建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画		備考
	I街区	約 2,200 m ²	歩行者のための良好な空間を確保する。		
	II街区	約 2,000 m ²	歩行者のための良好な空間を確保する。		
	III街区	約 17,100 m ²	良好な歩行者空間及び広場を整備する。		
住宅建設の目標			戸数	面積	備考
			約 400 戸	約 46,800 m ²	
参 考			地区計画区域内にあり。		

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」

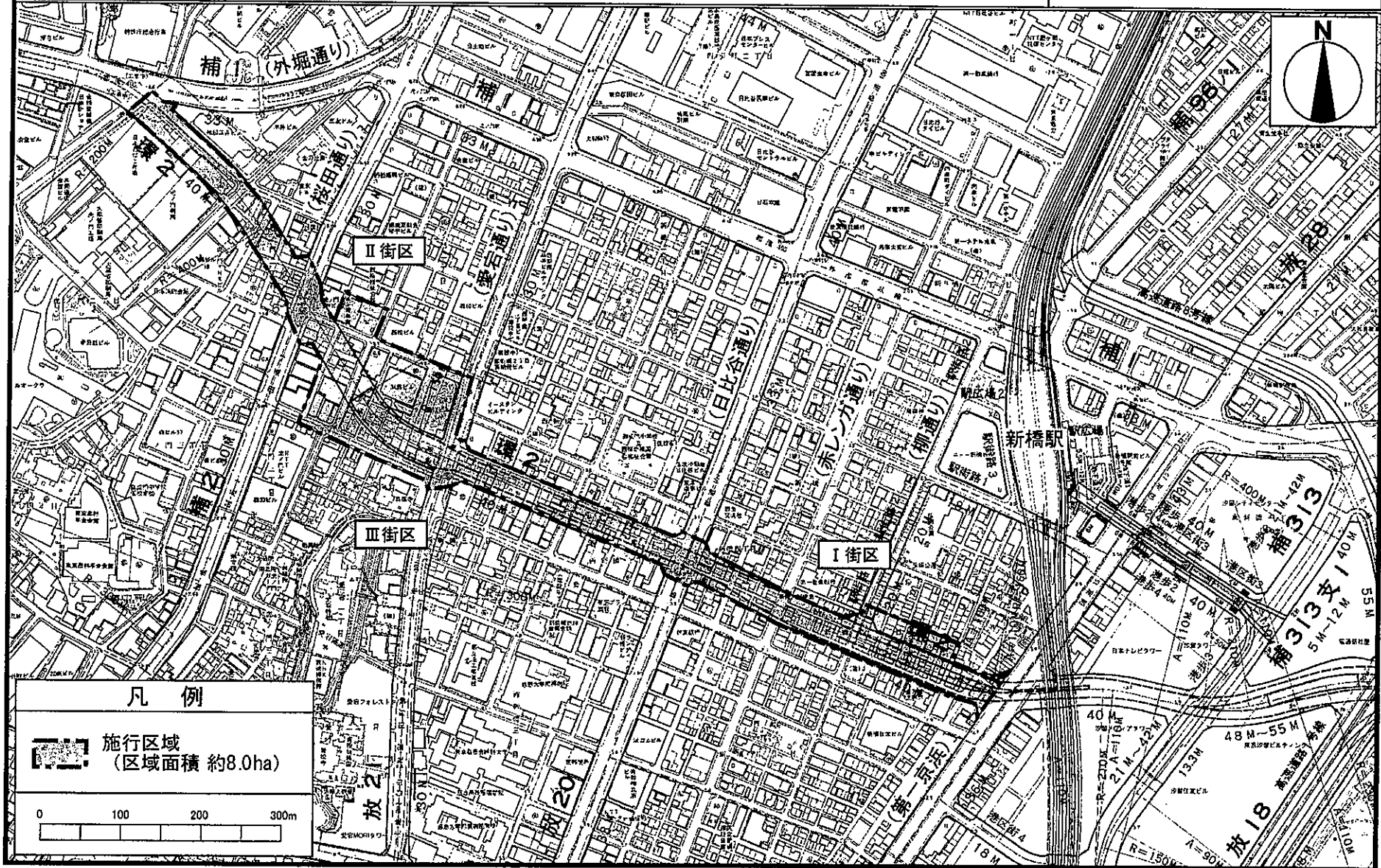
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の計画を変更する。

また、本都市計画による環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。


東京都市計画 第二種市街地再開発事業
 環状第二号線新橋・虎ノ門地区 第二種市街地再開発事業

計画図1 (施行区域図)

[東京都決定]



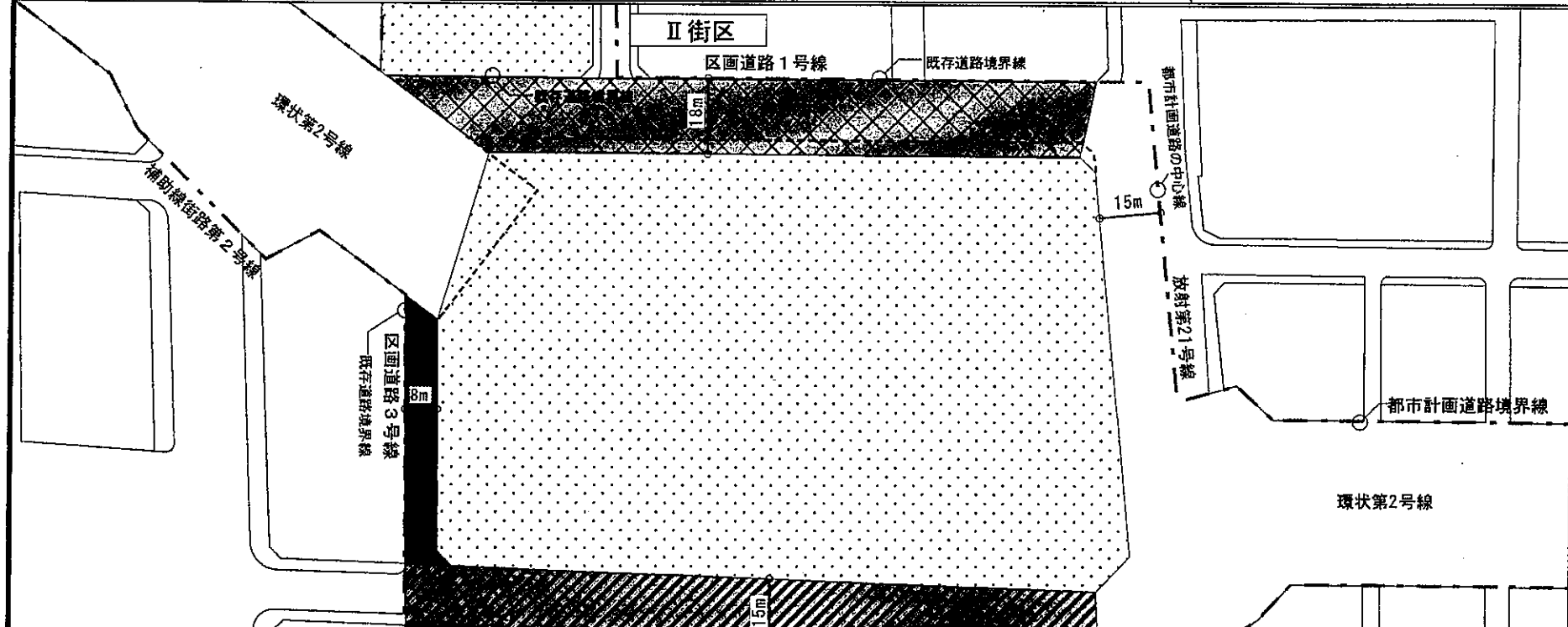
凡例

 施行区域
 (区域面積 約8.0ha)

0 100 200 300m

東京都市計画 第二種市街地再開発事業
 環状第二号線新橋・虎ノ門地区 第二種市街地再開発事業

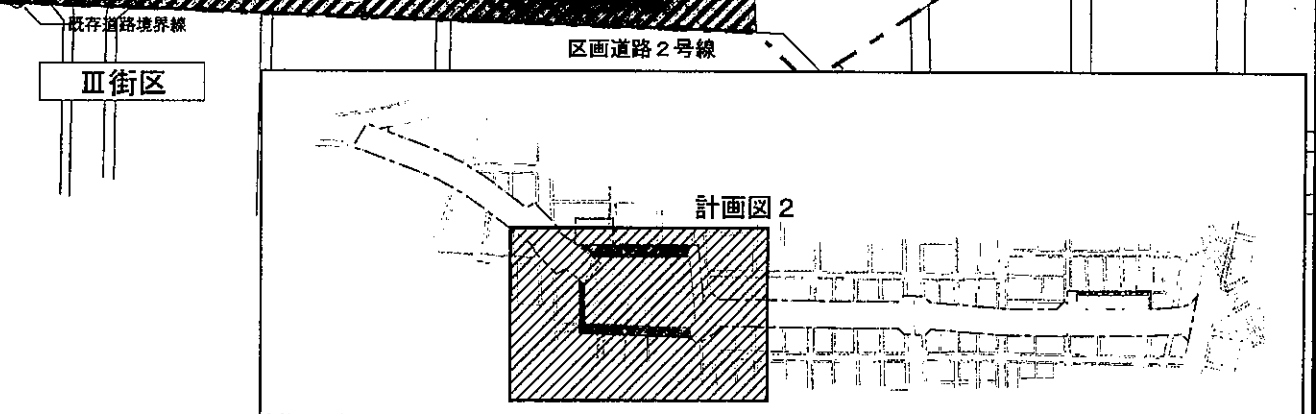
計画図2 (公共施設の配置及び
 街区の配置図) [東京都決定]



凡 例

- 施行区域
- 建築敷地
- 区画道路1号線
- 区画道路2号線
- 区画道路3号線
- 廃止する建築敷地境界線

0 25 50 75 100 m



東京都市計画 第二種市街地再開発事業
 環状第二号線新橋・虎ノ門地区 第二種市街地再開発事業

計画図3 (建築物の高さの
 限度図) [東京都決定]

